

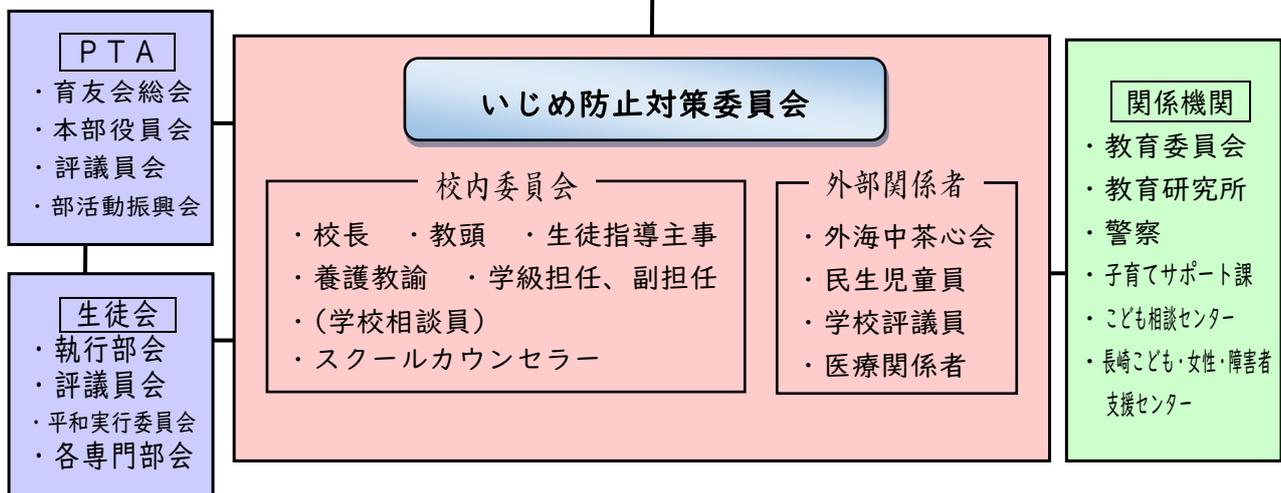
(6) 外海中いじめ防止基本方針

目的

人権尊重の精神を基本に据え、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめ問題を追放し、根絶することを目的とする。

めざす生徒像

- 求めて学び、粘り強く自分を磨く生徒
- 想いを受け止め、誠意をもって返す生徒
- 誇りと責任をもち、進んで社会に貢献する生徒
- ※ 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」との人権意識をもち、人権侵害に対し、毅然とした態度を示すことのできる生徒。



いじめ防止の基本姿勢

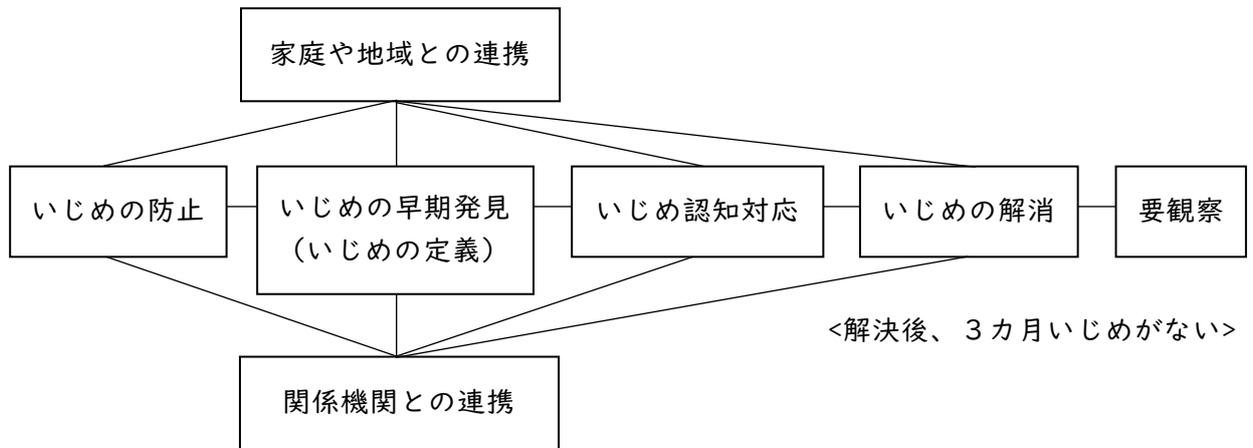
- いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、生徒尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての職員が取り組む。また、いじめ問題を根絶するために、小中連携で推進する。
- 未然防止として、生徒が周囲の友人や職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようなどもにつながる授業づくりや集団づくり、学校づくりを推進していく。
- いじめの未然防止・早期発見、いじめ問題の克服のため、職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会をはじめ、児童相談所、警察等と連携する。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を認め合い、お互いの人権を尊重する態度を養う。
- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、職員にあっては、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめの解消の要件

①いじめにかかる行為が止んでいること
 ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（被害生徒本人及び保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。）



いじめの防止

「いじめ」防止に向け、「いじめ」を生まない生き生きとした学校づくりをもとに、指導体制を立し、家庭・地域、関係機関等との連携を図り、当事者意識をもっていじめに立ち向かう生徒の育成に努める。

<p>(1)校内指導体制の確立と職員の指導力の向上</p> <p>(2)人権意識や生命尊重の高揚を図る教育活動の充実</p> <p>(3)基本方針のもと家庭・地域・関係機関との連携</p> <p>(4)相談機関等の周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 ・校内研修（配慮生徒との関係づくり） ・生徒会活動への位置づけ（自己理解と他者理解） ・HPや各種便り ・育友会（情報の発信と共有） ・いじめ相談窓口 ・学校相談員、スクールカウンセラーの活用 ・学校以外の相談窓口（スクールソーシャルワーカー等）の活用
---	---

いじめの早期発見

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒に関する情報を全職員で共有するとともに、生徒が示す変化や危険信号を受け止め適切に対応する。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握と早期発見に取り組む。

- (1) 教職員による観察や情報交換
- (2) 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施
- (3) 「いじめ相談窓口」の設置と教育相談体制の整備
- (4) 相談機関等の連携

- ・ 5 W I H 気づきメモ
- ・ 生活実態調査
- ・ 生活ノート
- ・ 教育相談
- ・ 家庭訪問
- ・ SC・学校相談員との連携
- ・ SSWの周知と活用

いじめの認知

いじめの定義を全職員が理解し、生徒の感じる被害意識を重要視し、いじめに該当するか判断する。その結果を受け、背景にある生徒の特性や人間関係等を考慮し、その後の対応策につなげる。

- (1) 被害生徒の立場に立つ定義の理解
- (2) 生徒の困り感の受け止め
- (3) いじめの適切な判断
- (4) 認知の可否をもとに対応策の検討
- (5) 認知件数の結果の公表、検証

- ・ 生徒指導や校内研修
- ・ 生徒観察や諸調査
- ・ 生徒や保護者からの訴え、情報
- ・ 生徒の被害意識
- ・ 該当生徒や保護者への対応
- ・ その他の生徒への対応
- ・ HPや各種便り、育友会
- ・ SSWの周知と活用

いじめに対する対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。対応にあたっては、職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

- (1) いじめの発見や相談を受けたときの組織による対応と事実調査
- (2) いじめられた生徒とその保護者への支援
- (3) いじめた生徒への指導及びその保護者への助言
- (4) 集団への働きかけと継続的指導、再発防止の対策
- (5) ネット上でのいじめへの対応
- (6) 市教委への報告・連携、各校連携

- ・ ささいな兆候も情報を共有
- ・ 情報提供者の安全確保
- ・ 正確、迅速な事態の把握
- ・ 保護者等との協力体制
- ・ 事実関係の聴取 ・心のケア
- ・ 保護者との情報共有
- ・ 臨床心理士や福祉等の外部専門家との協力
- ・ 被害生徒の信頼できる人との連携
- ・ 事実関係の聴取 ・毅然とした対応
- ・ 再発を防止する措置
- ・ 特別の指導計画による指導
- ・ 確実な情報を保護者へ伝達、助言
- ・ いじめ抑止をする「仲裁者」育成
- ・ 相談する勇気の助長 ・集団づくり
- ・ いじめ解消のための継続的指導
- ・ 直に削除する措置
- ・ 警察や法務局等との連携
- ・ 情報モラル教育の推進
- ・ 保護者への啓発
- ・ 定期報告、緊急報告
- ・ 学校間連携

重大事態発生時の対応

※詳細は「長崎市いじめ防止基本方針」参照

生徒の生命、身体または財産に重大な被害を及ぼすいじめ、あるいは犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に関係機関に相談・通報のうえ、連携して組織的に解決するよう努める。

(1) 調査を要する重大事態の例

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・生徒が自殺した場合
- ・心体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。
※土日を除いて7日間連続欠席が続く場合は市教委に報告する。

③その他の場合

- ・生徒の保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合
※早期の支援を行うため、必要に応じて事態確認を行う。
※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

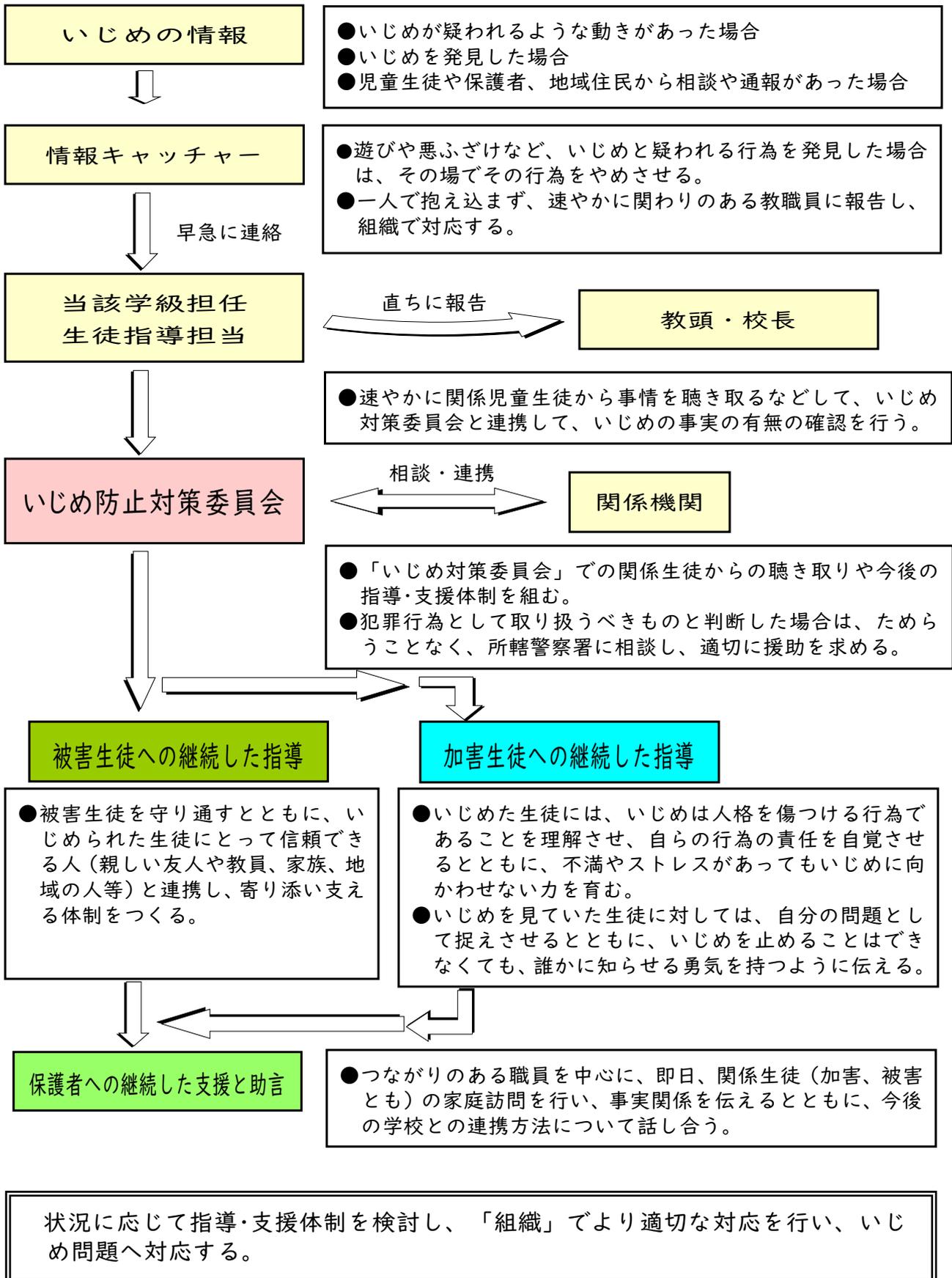
(2) 重大事態の報告

- ・重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
- ・学校→教育委員会→市長

(3) 調査を行う組織

- ・学校の「いじめ予防対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

いじめが発生した場合の対応



いじめのチェックリスト

<p>いじめられている子どもが発するサイン</p> <p>①からだや体調</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたり、破れたりしていることがよくある。 <input type="checkbox"/> 傷やあざがあるのか、腕や足、首などの肌を隠そうとする。 <input type="checkbox"/> 頭痛、腹痛、吐気を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。 <p>②しぐさや態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> どこかおどおどして、脅えているように感じられる。 <input type="checkbox"/> 元気がない、浮かない顔をしていることが多い。 <input type="checkbox"/> 教師と視線を合わせようとしない。 (教師の目を避けている) <input type="checkbox"/> 何事にも集中力がなくなって、ぼんやりしていることが多い。 <p>③友達との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 周りの友達異常なほど気をつけているように見える。 <input type="checkbox"/> 人のいいなりになっているように見える。 (使い走りではないか) <input type="checkbox"/> 今まで付き合っていたグループから急に離れた。 <input type="checkbox"/> 交友関係が急に変わった。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 嫌なあだ名で呼ばれている。 <input type="checkbox"/> 特定の子どもの席に誰も座ろうとしない。席の周りが開いている。ゴミが散乱している。 <p>④生活面</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 納入金など急に滞納しはじめた。 <input type="checkbox"/> 机やかばんの中などが荒らされている。 <input type="checkbox"/> 文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている。 <input type="checkbox"/> 黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きされている。 <input type="checkbox"/> 学級写真などの顔にいたずらされている。 <p>いじめている子どもが家庭で出すサイン</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 買ってやった覚えのない品物を多く持っている。 <input type="checkbox"/> お金の使い方が荒くなる。 <input type="checkbox"/> 学校からの帰りが遅く、言葉遣いや素行も悪くなる。 <input type="checkbox"/> 友達への電話なのに、命令的な口調で話す。 <input type="checkbox"/> 洗わなければいけない体操服を持って帰ってこない。 (他人のものを借りて使っている。)
---	--

年間活動計画 ※毎月你的生活アンケート調査を実施

月	活動内容	月	活動内容
4	・いじめ防止基本方針について、職員の共通理解と保護者への周知 ・生徒の情報交換	10	・小中連携によるいじめ防止の評価と改善
5	・民生児童委員との情報交換 ・小中連携によるいじめ防止の取組	11	・三者面談 ・教育相談
6	・外海っ子の心を見つめる教育週間 ・教育相談(道徳公開授業)	12	・生徒会役員選挙 ・人権集会
7	・学校評議員会 ・家庭訪問	1	・休業中の生徒の情報交換と共通理解
8	・平和祈念集会 ・小中連絡会	2	・新入生説明会(保護者への周知) ・教育相談
9	・休業中の生徒の情報交換と共通理解	3	・次年度申し送り資料作成 ・小中連絡会 ・反省と評価

いじめに関する主な相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間
外海中学校「いじめ相談窓口」	0959-25-0025	8:15~16:45(月~金)
子ども・子育て電話相談	0120-72-5311	9:00~21:00(月~金)
こころの電話	095-847-7867	9:00~15:15(月~金)
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00~20:00(毎日)
ヤングテレホン	0120-78-6714	9:00~17:45(月~金)
こども人権110番	0120-007-110	8:30~17:15(月~金)
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00~22:00(毎日)
こどもSOSダイヤル	0120-0-78310	24時間
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	9:00~17:45(月~金)
長崎こども相談センター	095-829-1122	9:00~17:30(月~金)
長崎市教育研究所教育相談	0120-555-275	9:00~16:00(月~金)
子育て支援相談電話	095-825-5624	8:45~17:30(月~金)